コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　INNOTECH CORPORATION

最終更新日：2015年6月25日
イノテック株式会社
代表取締役社長　小野　敏彦
問合せ先：経営企画部　045-474-9030
証券コード：9880
http://www.innotech.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、企業が競争力のある効率的な経営を行うための必須条件であるとの認識に立ち、また株主が求める投資収益の最大化を実現するために、グローバルスタンダードに基づく公正な経営を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	949,500	5.21
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	636,100	3.49
CADENCE TECHNOLOGY LIMITED（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	456,000	2.50
株式会社みずほ銀行	420,000	2.31
GOLDMAN SACHS INTERNATINAL（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	417,639	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	356,700	1.96
イノテック社員持株会	330,500	1.81
株式会社三井住友銀行	320,000	1.76
第一生命保険株式会社	280,000	1.54
株式会社北陸銀行	265,400	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】
当社は2015年3月31日現在で自己株式653,459株（割合3.59%）保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村瀬光正	他の会社の出身者											
松元崇	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村瀬光正	○	同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。	長年の金融・投資事業経営の経験から当社の企業価値を更に高めるために大所高所からのアドバイスを期待し、選任しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
松元崇	○	同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。	豊富な経験と専門知識を有しておられることから、経営の透明性と客観性向上について大所高所からのアドバイスを期待し、社外取締役として選任されております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

	なし

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室及び会計監査人は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的にそれぞれの意見の交換、情報の聴取等のため会合をもち、あるいは必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。内部統制事務局は、会計監査人と協議の上、年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図っております。監査役及び内部監査室並びに会計監査人は、内部統制事務局と適宜連携することにより、共有すべき情報について相互に把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島俊雄	他の会社の出身者													
内藤潤	弁護士													
田中伸男	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島俊雄	○	同氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	長年の半導体業界における経験から、主に企業経営面について的確な監査を実施しているものと認識しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
内藤潤		同氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	弁護士としての経験から、主に法務面について的確な監査を実施しているものと認識しております。
田中伸男	○		

		同氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	国際的な知識・経験を豊富に有しておられることから、当社の海外進出時における大所高所からのアドバイスを期待し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当期利益に対し一定の割合を乗じて算出し、賞与として報酬を支給しております。
役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて平成17年６月、平成18年６月、平成19年６月、平成20年６月、平成22年６月、平成23年６月、平成24年６月、平成25年６月、平成26年６月に「株式報酬型ストックオプション」を付与しております。平成27年６月23日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行すること及び募集事項の決定について決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

平成23年６月23日第25回定時株主総会終結の時に在籍する当社の従業員及び同日現在在任する当社子会社の取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を、当社取締役会に委任することについて、平成23年６月23日の定時株主総会において特別決議され、同日開催の取締役会において、その内容につき決議いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年３月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

（役員報酬）
取締役に支払った報酬　236,312 千円（基本報酬　196,552千円、ストックオプション　38,200千円、賞与1,560千円）
監査役に支払った報酬　24,011千円（基本報酬　24,011千円）
社外役員に支払った報酬　32,415千円（基本報酬　32,415千円）

合計 292,739千円

（注）使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）は、上記には含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬は、取締役会において定める役員報酬規程に基づき、各役位の月額報酬限度額内において決定しております。監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬限度額は、平成13年６月28日開催の第15回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成23年６月23日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、内部監査室、内部統制部門及び会計監査人との間で適時意見や情報の交換を行い、経営の監視機能強化及び監査の実効性向上に努めております。
取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとしております。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとしております。監査役は経営会議、営業会議に出席できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を中心とした企業統治の体制としております。取締役につきましては10名を選任しており、うち2名は社外取締役であります。社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。監査役につきましては3名を選任しており、全員を社外監査役とすることで、監査の独立性が十分に保たれているものと考えております。

（監査役監査及び内部監査の状況）
監査役は定例及び臨時の取締役会に出席し、さらに常勤監査役は社内の重要会議に出席しております。また、会社法等の法令に基づいた監査役による監査のほか、内部監査室と連携して当社グループの全部門を対象に定期的な内部監査を実施しております。当社は内部監査室を設置しており、会社の業務運営が法令、定款、社内規程などに従って適正かつ有効に執行されているかを「内部監査規程」に基づき検証しております。なお、内部監査室の人員は、専従2名となっております。

（会計監査の状況）
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、経営情報を正しく提供する等、公平不偏な会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士、監査業務に係る補助者の構成等は以下のとおりです。

有限責任監査法人トーマツ
・業務を執行した公認会計士の氏名等
業務執行社員（指定有限責任社員）公認会計士 布施伸章氏
業務執行社員（指定有限責任社員）公認会計士 内田淳一氏

・補助者の構成
上記監査法人に所属する公認会計士7名、会計士試験合格者等4名

業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社を採用する理由につきましては、エレクトロニクス業界、法曹界等を出身分野とする監査役を選任し、その専門的見地から企業経営面及び法務面等について的確な監査を実施することにより、経営の監視機能が十分に発揮される体制を整えるためと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年の株主総会は、多くの株主様にご出席いただくため集中日を避け、平成27年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使（携帯電話によるものも含む。）を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームの導入により、実質株主様に対して招集通知の内容を早くご案内することができます。
その他	株主の皆様に会社の状況をより理解頂くため、事業説明を総会内に組み込み、そこで事業の現状と将来に向けた戦略について説明しております。また、事業説明の様子は、インターネットにて一定期間、一般配信しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて、当社のIRポリシーを掲載しています。 URL:http://www.innotech.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信、事業報告書、IR カレンダーなどの情報を掲載しております。 URL:http://www.innotech.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部 担当：TEL045－474－9030	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイトの経営理念にて「当社が目指すもの」及び「我々が成すこと」、また「イノテックグループ倫理行動基準」を掲げ従業員等が日々その徹底に努めております。 URL:http://www.innotech.co.jp/corporate/message.html URL:http://www.innotech.co.jp/csr/compliance.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	○ISO ISO14001、ISO9001を取得しております。 ○横浜FCドリームパートナーに協賛 横浜FCが実施している『地域貢献の一環として社会とのつながりを持つことやさまざまな障がい者スポーツの普及と交流の場を広げるとともに、生活の幅を広げ、ひいては生活のしづらさを解消していくこと』を目的としたドリームパートナーにイノテックは協賛しております。 ○横浜FCが企画する「足長ドリームシート」購入 イノテックは、プロサッカーチーム横浜FCが企画実施している「足長ドリームシート」を購入し、スポーツ支援を通じて子供たちの健全育成に協力いたします。 「足長ドリームシート」は、神奈川県内の小学校や養護施設の子供たちを横浜FCのホームゲームに招待する企画です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイトにて、当社のIRポリシーを掲載しています。 URL:http://www.innotech.co.jp/ir/policy.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を決議し、社内に設置した内部統制事務局を中心に、内部統制システムを整備、運用しております。当社はこの「内部統制基本方針」を次のとおり決定しております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社グループは、「イノテックグループ倫理行動基準」を策定し、当社グループの取締役の法令順守の徹底を図り、誠実に行動することを義務づける。
ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。
ハ. 当社は、当社グループにおける内部通報制度として、「イノテックグループ外部通報窓口」を設置する。

(2)取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 当社は、その職務の執行に係る文書及び電磁的記録その他の重要な情報については、「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存及び管理を行う。
ロ. 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
ハ. 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する。

(3)損失の危機の管理に関する規則その他の体制
イ. リスク管理体制に係る「経営危機管理規程」を整備し、当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取り組みを行うとともに、当社グループの損失危機に対する対応の周知徹底を図る。
ロ. 経営危機が発生したときは、直ちに対策本部を設置する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。
ロ. 取締役会にて業務分掌を定め、各取締役の権限については職務権限規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。
ハ. 経営方針の策定、全体的な重要な事項について検討する経営会議を定期的に開催するものとする。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ. 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
ロ. 当社取締役がグループ各社の取締役を兼務し、子会社の事業状況その他の重要な事項について随時適切に報告を受ける。
ハ. 当社内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。
ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役及び内部監査室等から不当な制約を受けない。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、直ちに当社監査役に報告する。
ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
ハ. 当社内部監査室及び関連部門は、当社監査役に対して定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行う。
ニ. 監査役への報告については、当該報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

(8)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換を行う。
ロ. 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に付議資料を閲覧する。
ハ. 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した時は、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用は会社に求めることとする。
ニ. 監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制
イ. 当社グループの金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、代表取締役の指示のもと内部統制の整備を行い、当社内部監査室が整備及び運用の評価を継続的に行う。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況
イ. 当社グループは、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、「イノテックグループ倫理行動基準」、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力との係わり方について定め、反社会的勢力の排除に向けて取組みを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記【1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】の(10)にて定めておりますが、具体的には次のとおりです。
当社グループは、反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの点だけでなく企業防衛の観点からも重要との認識に立ち、「イノテックグループ倫理行動基準」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは合法的であると否とを問わず、一切の関係を遮断する」と明文化しております。
反社会的勢力への対応については、「イノテックグループ倫理行動基準」に従い、「すべての従業員等が果たすべき責任」として取り組み、社員は反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、当該情報を速やかに総務人事部長へ報告することとなっております。必要に応じて警察当局、関係団体などと十分連携し、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

企業統治の体制（模式図）

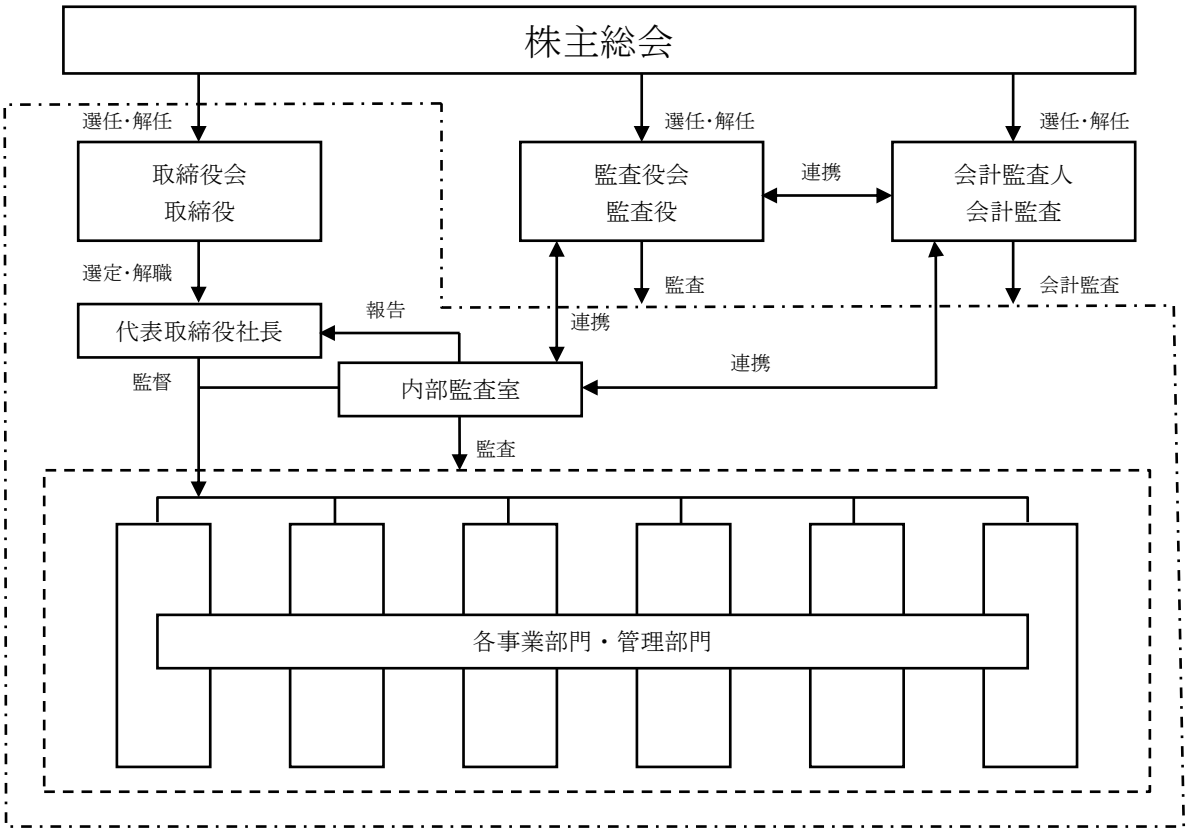
株主総会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
取締役会
取締役
監査役会
監査役
連携
会計監査人
会計監査
選定･解職
監査
会計監査
報告
連携
代表取締役社長
連携
監督
内部監査室
監査
各事業部門・管理部門

適 時 開 示 体 制 概 要 書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、会社情報の適時開示が上場会社として重要な責務と考え、内部情報管理を徹底するとともに、適時適切な開示を行うよう努めております。

当社の適時開示に係る基本方針、社内体制の概要は、次のとおりです。

１．情報開示の基準

適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を適時・適切に実施しております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーに、当社を理解していただくために有効と判断した情報については、積極的に開示する方針としております。

２．情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報は同規則に則り開示するとともに、その後、当社のホームページにて、できるだけ速やかに公開することとしております。また、適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適時開示の趣旨を踏まえた適切な方法で、当該情報がステークホルダーに伝達されるよう配慮しております。

３．適時開示に係わる社内手続き

① 重要な会社情報は、情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者は、内容及び適時開示の必要性の有無などを審議するとともに、必要な場合には代表取締役社長へ報告します。また、取締役会の決定を必要とされる事項については取締役会に上程されます。

② 情報開示実施担当部署の経営企画部秘書広報グループは、決定事実のほか発生事実の把握に努めると共に、適時開示すべき情報への適合の有無を関係者と協議の上、情報取扱責任者に報告します。

③ 適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所の要請に基づく適時開示制度の趣旨及び制度を十分に理解し、情報取扱責任者の指示に基づき経営企画部秘書広報グループより速やかに開示いたします。

上記を図によって示すと次のとおりであります。

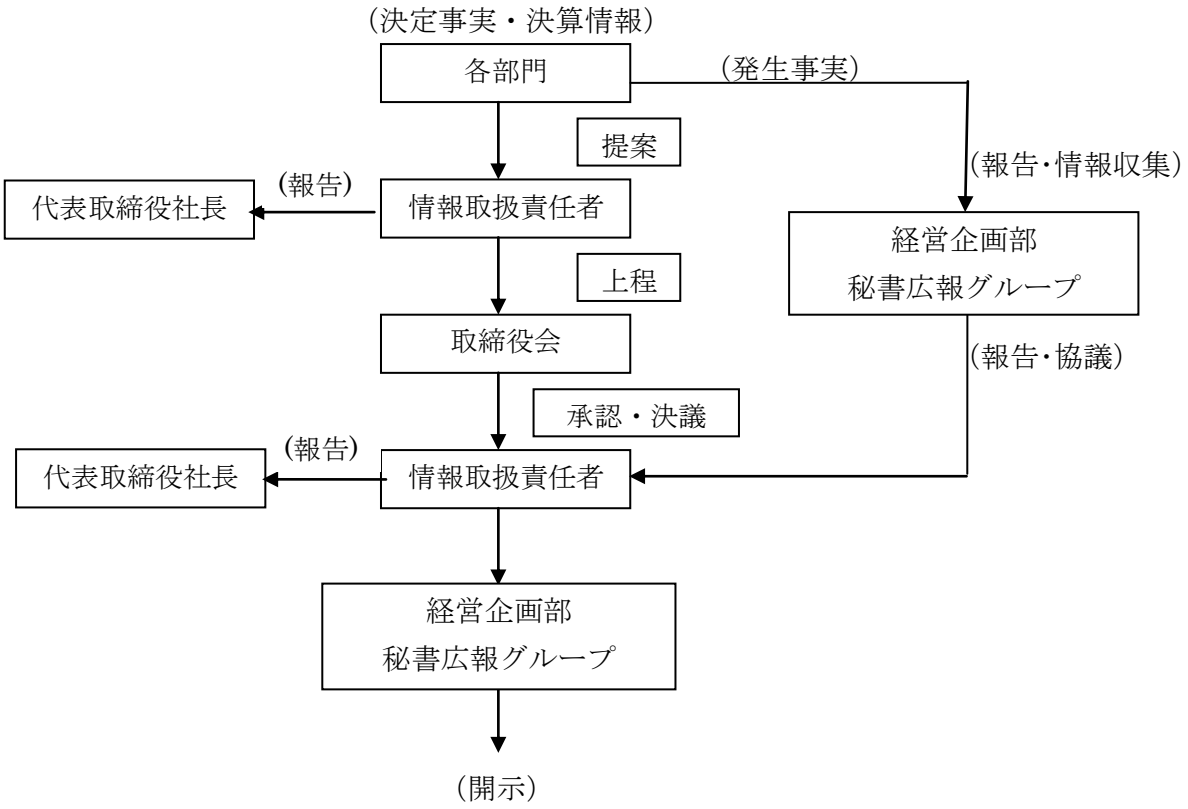

以　上